

令和3年12月24日
世田谷区産業振興公社

世田谷区三軒茶屋就労支援センターにおける運営支援委託事業者募集説明書

※ 本プロポーザルは令和4年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

1. 趣旨

世田谷区産業振興公社では、三軒茶屋就労支援センター「三茶おしごとカフェ」において、求職者の就労支援及び事業者の人材確保支援並びに無料職業紹介所を一体的に実施しております。

三軒茶屋就労支援センター「三茶おしごとカフェ」において、主に区民をはじめとする求職者に対しての就労支援と主に区内事業者の人材確保支援を実施する上で、求職者と事業者のマッチングを行うものです。

実施主体は世田谷区産業振興公社ですが、その一部を運営支援事業者に委託し、支援を受ける方の状況に応じた専門的な就労支援及び人材確保支援を実施していただくことを想定しております。

選定にあたっては、①参加表明書、②財務関係書類、③提案書類をご提出いただきます。②、③に基づく書類審査の結果、上位とされた事業者の方に、プレゼンテーション・ヒアリング審査にご参加いただきます。プレゼンテーション・ヒアリング審査にご参加いただいた事業者の中から、最終的な委託の相手方の候補を選考させていただきます。

契約に至った場合の履行期間は、令和4年4月1日～令和7年3月31日までといたしますが、契約は単年度ごととし、各年度の予算配当があること、及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とします。

2. 委託業務の項目

- (1) 就労支援業務
- (2) 人材確保支援業務
- (3) センターの受付及び利用者対応等並びに付随業務
- (4) 就職支援ミニセミナー実施及び運営並びに就職支援セミナー運営支援業務
- (5) 就職相談会・面接会開催業務
- (6) 連携イベント参加及び出張相談実施業務
- (7) 施設の広報及びPR業務
- (8) その他付随業務
- (9) 報告業務

3. 委託業務の内容

(1) 就労支援業務

- ア. 就労相談
- イ. 職業紹介
- ウ. 関係機関との連携
- エ. 継続的な支援
- オ. 内職相談

(2) 人材確保支援業務

- ア. 求人開拓
- イ. 求人事業者の求人活動のコンサルティング

(3) センターの受付及び利用者対応等並びに付随業務

- ア. センターの受付及び利用者対応等
- イ. その他付随するもの

(4) 就職支援ミニセミナー実施及び運営並びに就職支援セミナー運営支援業務

- ア. 就職支援ミニセミナー実施及び運営
- イ. 就職支援セミナー運営支援

(5) 就職相談会・面接会開催業務

(6) 連携イベント参加及び出張相談実施業務

- ア. 連携イベント参加
- イ. 出張相談実施

(7) 施設の広報及びPR業務

(8) その他付随業務

- ア. 就労支援機関との連絡調整及び会議等参加
- イ. 区関係部署及び国・都の就労支援機関との連携
- ウ. 危機管理
- エ. 世田谷区産業振興公社及び区事業協力

(9) 報告業務

- ア. 年間事業計画書
- イ. 日次及び月次報告
- ウ. 年度及び受託期間終了報告
- エ. その他

4. 予定数量（年間累計値）

下記の予定数量を参考に事業を実施すること。ただし、各予定数量については、利用者等の増減によって変化するものとする。

(1) 就労支援業務

- ア. 窓口相談数 2,000件
- イ. 職業紹介数 300件
- ウ. 就職決定数 120件

(2) 人材確保支援業務

- ア. 求人獲得 1,500件 (うちシニア専用 200件)
- イ. 求人事業者の求人活動のコンサルティング 60社

(3) 就職支援ミニセミナーの開催 36回

(4) 就職相談会・面接会の開催 6回

(5) 連携イベント参加及び出張相談の実施 24回

(6) 就労支援機関との連絡調整及び会議等への参加 12回

(7) マッチングまでの円滑なフローの確立

5. 事業実施委託料

委託料の上限は、次の通りです。

上記2(1)から(9)に関する事業42,400千円(消費税込み)

6. 参加資格

就労・人材確保支援事業等に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとします。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 次の事業のうちいずれかの受託した実績があること。
 - ア. 公的機関において就労支援に関わる事業
 - イ. 上記に関連・類似する就労支援に関する事業
- (6) 職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)第30条又は第33条の規定に基づく職業紹介所の許可を受けており、求職者の就労及び事業者の人材確保を目的とした求人先の開拓を行った実績がある、又はこれに類似する求人先の開拓実績があること。

7. 参加表明・提案期間及び方法

(1) 参加表明・提案期間

ア. 参加表明書

(ア) 提出期間

令和3年12月24日(金)から令和4年1月14日(金)正午まで

(イ) 受付時間

午前9時～午後5時。(ただし、土日祝日を除く。)

※令和4年1月14日(金)は午前9時～正午まで

イ. 財務関係書類

(ア) 提出期間

令和4年1月14日(金)から令和4年1月21日(金)まで

(午後5時必着)

(イ) 受付時間

午前9時～午後5時。(ただし、土日祝日を除く。)

ウ. 提案書類

(ア) 提出期間

令和4年1月14日(金)から令和4年2月14日(月)まで

(午後5時必着)

(イ) 受付時間

午前9時～午後5時。(ただし、土日祝日を除く。)

エ. 提出にあたっての注意事項(ア～ウ共通)

提出先の世田谷区産業振興公社産業振興課雇用・就労支援係窓口まで直接持参してください。(イの財務関係書類のみ郵送での提出も可)。なお、参加表明書提出期間中に、参加表明書の提出がないと、提案書の提出はできませんのでご注意ください。提出期間、受付時間は厳守して下さい。

(2) 書類の提出について

ア. 参加表明書

事業者ごとの申請とします。本募集説明書の内容を確認し、提案書の提出の意思がある場合は、上記6 ア.(ア)の期間内に、「参加表明書」**別紙1**に必要事項を記入のうえ提出してください。

イ. 財務関係書類

次に掲げる書類を上記6 イ.(ア)の期間内に提出してください。

(ア) 企業概要

(イ) 定款、寄付行為、規則その他

(ウ) 提案日に属する事業年度の事業計画及び収支予算

(エ) 登記事項証明書

(オ) 過去3年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

(カ) 平成30年度から令和2年度事業報告書及び決算書(貸借対照表、損益計算書、監査報告書(監事、会計監査人等が署名した書類の写し)、事業活動収支計算書、資金収支計算書、財産目録等を含む)

ウ. 提案書類

上記6 ウ.(ア)の期間内に、「提案書類及び財務関係書類作成要領」**別紙2**

に従い、以下の様式により書類を提出してください。

様式 1	提案申込書
様式 2	提案書表紙
様式 3	事業全体についての考え
様式 4	実施計画
様式 5	実施体制
様式 6	独自提案
様式 7	見積金額

(3) 提案に伴う費用について

提案に関して必要な費用は、全て提案者の負担とします。

(4) 禁止行為等

ア. 提案書の提出期限後における提案書の訂正又は差し替え、追加提出等は認められません。

イ. 本件の提案における虚偽の記載その他不正な行為が判明した場合、その提案は無効とします。

(5) 結果の公表

世田谷区産業振興公社はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができるものとします。

8. 選考及び選定方法

(1) 提案者の中から、下記9の評価基準により適当と認められる提案者を選定します。

(2) 選定は、選定委員会により行うものとし、選定結果は文書で通知します。

(3) 提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合があります。

9. 評価基準

選定にあたっては次に掲げる内容を評価いたします。

(1) 提案書形式等審査の審査項目

ア. 参加資格

イ. 提案における注意事項等の遵守

ウ. 見積金額の妥当性

(2) 提案書の内容について

ア. 事業趣旨の理解

イ. 相談支援業務の実施

ウ. 求人開拓の実施

エ. 就職相談会・面接会の実施

オ. 求職者の職業適性の把握に関すること

- カ. 介護、保育、建設、警備等の人材不足産業の人材確保に関すること
- キ. 配置予定人員の資格、経験等に関すること
- ク. 支援実績等に関すること
- ケ. 総合評価

(3) 財務関係について

- ア. 財務健全性
- イ. 安定性
- ウ. 効率性

(4) プレゼンテーション・ヒアリング審査

※上記(2)及び(3)の審査により選定した事業者に対してのみ実施する。

- ア. 事業者の理解度
- イ. 事業者の信頼性
- ウ. 事業者の経験
- エ. 事業者の独創性
- オ. 事業の将来性
- カ. 総合評価

10. 提案にあたっての質問について

(1) 提案にあたって質問がある場合は、「三軒茶屋就労支援センターにおける運営支援事業提案に関する質問票」**別紙3**に質問事項を記入のうえ、メールでお送りください（電話による受付は行わないので注意してください）。

ア. 質問票送信先：世田谷区産業振興公社産業振興課雇用・就労支援担当 あて
メールアドレス：info@setagaya-icl.or.jp

イ. 質問受付期間：令和4年1月14日(金)から令和4年1月21日(金)
【正午必着】まで

(2) 質問の回答は、メールにて、参加表明した全事業者に行います。

11. 今後のスケジュール

令和4年	12月24日(金)	参加表明書受付開始
令和5年	1月14日(金)	参加表明書受付締切(正午必着)
	1月14日(金)	招請通知発送・質問・提案書受付開始
	1月21日(金)	財務書類受付締切(午後5時必着)
	1月21日(金)	質問受付締切(正午必着)
	1月25日(火)	質問回答日(予定)
	2月14日(月)	提案書受付締切(午後5時必着)
	2月16日(水)	第1次審査選定結果の通知
	2月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング審査(予定)

2月28日（月） 選定結果の通知

1 2. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 提案者からの提出物は、世田谷区産業振興公社の所有とし、返却しない。また、世田谷区産業振興公社では、本件の目的以外に使用しない。

1 3. 問い合わせ先（書類提出先）

世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階

世田谷区産業振興公社産業振興課雇用・就労支援係 担当：遠藤・木村

電話：03-3411-6604 ファクシミリ：03-3411-6690